

簡易な収入(所得)額の申立書
【家計急変者】

○「まいづる生活応援商品券(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☐ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に所得が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数	令和7年度 住民税 課税状況	障害者控除 等の適用	令和7年1月～12月の収入			年間収入額 A+B+C
					給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】	
1		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除				
					円	円	円	円
2		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除				
					円	円	円	円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除				
					円	円	円	円
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除				
					円	円	円	円
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除				
					円	円	円	円

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和7年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書、源泉徴収票などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿、確定申告の写しなどの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書、公的年金等の源泉徴収票など支給額がわかる書類をご提出ください。

③ 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入額 ④	【控除】			年間所得額 ⑧	住民税非課税相当 所得限度額 ⑨
			給与所得控除額 ⑤	事業収入等の経費 ⑥	公的年金等控除 ⑦		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

④「年間収入額」欄には、表面の年間収入額(④欄)の額を転記して下さい。

⑤「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①A(給与収入分)が65万円以下 → 給与収入分の全額
 ②A(給与収入分)が65万円超190万円以下 → 65万円
 ③A(給与収入分)が190万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円
 ④A(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円

⑥「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑦「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円以下 → 60万円
 : 130万円超410万円以下 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円以下 → 110万円
 : 330万円超410万円以下 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑧「年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

※⑧年間所得額=④年間収入額-(⑤給与所得控除額+⑥事業収入等の経費+⑦公的年金等控除)

⑨「住民税非課税相当所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する金額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額58万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	住民税非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

○「まいづる生活応援商品券(家計急変世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に所得が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数	令和7年度 住民税 課税状況	障害者控除 等の適用	令和7年1月～12月の収入			年間収入額 A+B+C
					給与収入	事業収入 又は 不動産収入	年金収入	
	記載例	①	②	③	【A】	【B】	【C】	④
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	700,000 円		666,000 円	1,366,000 円
2	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	0 円			0 円
3		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	円	円	円	円
4		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	円	円	円	円
5		人	☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	円	円	円	円

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。
(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和7年度住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書、源泉徴収票などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿、確定申告の写しなどの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書、公的年金等の源泉徴収票など支給額がわかる書類をご提出ください。

③ 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入額	【控除】			年間所得額	住民税非課税相当 所得限度額
			給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除		
	記載例	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1,366,000 円	650,000 円	円	600,000 円	116,000 円	828,000 円
2	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	0 円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4			円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

④「年間収入額」欄には、表面の年間収入額(④欄)の額を転記して下さい。

⑤「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A (給与収入分) が65万円以下 → 給与収入分の全額
 ② A (給与収入分) が65万円超190万円以下 → 65万円
 ③ A (給与収入分) が190万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円
 ④ A (給与収入分) が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円

⑥「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
 ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑦「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円以下 → 60万円
 : 130万円超410万円以下 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
 (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円以下 → 110万円
 : 330万円超410万円以下 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 : 410万円超770万円以下 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑧「年間所得額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

※⑧年間所得額=④年間収入額-(⑥給与所得控除額+⑦事業収入等の経費+⑧公的年金等控除)

⑨「住民税非課税相当所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する金額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額58万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	住民税非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	380,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用